

東京大学基本組織規則第13条及び第18条に基づく室等について

平成16年 4月 1日

総 長 裁 定

改正	平成16年	7月16日	改正	平成16年	12月27日
全改	平成17年	4月 1日	改正	平成17年	7月28日
改正	平成17年	9月16日	改正	平成17年	10月 1日
改正	平成18年	3月 9日	改正	平成18年	3月20日
改正	平成18年	3月31日	改正	平成18年	4月28日
改正	平成18年	6月29日	全改	平成18年	9月14日
改正	平成18年	10月27日	改正	平成19年	5月24日
改正	平成19年	7月 3日	改正	平成19年	9月27日
改正	平成20年	2月26日	改正	平成20年	2月28日
改正	平成20年	3月25日	改正	平成20年	7月 1日
改正	平成20年	7月16日	改正	平成20年	11月 4日
改正	平成21年	1月29日	改正	平成21年	3月26日
改正	平成21年	6月 9日	改正	平成21年	7月 8日
改正	平成22年	3月25日	改正	平成23年	1月11日
改正	平成23年	3月28日	改正	平成23年	7月26日
改正	平成23年	9月27日	改正	平成24年	3月29日
改正	平成24年	11月 8日	改正	平成25年	2月21日
改正	平成25年	3月28日	改正	平成25年	6月20日
改正	平成25年	7月25日	改正	平成26年	3月27日
改正	平成26年	9月 2日	改正	平成26年	9月25日
改正	平成27年	3月26日	改正	平成28年	2月16日
改正	平成28年	3月23日	改正	平成28年	4月14日
改正	平成28年	5月19日	改正	平成28年	10月27日
改正	平成28年	12月22日	改正	平成29年	3月15日
改正	平成29年	7月 4日	改正	平成30年	3月29日
改正	平成30年	11月22日	改正	平成31年	3月 7日
改正	平成31年	3月22日	改正	令和 元年	9月26日
改正	令和 元年	11月28日	改正	令和 2年	3月26日
改正	令和 2年	4月30日	改正	令和 2年	6月25日
改正	令和 2年	11月26日	改正	令和 3年	3月25日

1 設置

(1) 東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づき、次の室及び委員会を置く。

学術推進支援室 総長室総括委員会 UTokyo Global Advisory Board  
IRデータ室 未来社会協創推進本部 国際オープンイノベーション機構  
特別教授室 特命教授室 百五十年史編纂室 経営企画室

(2) 上記(1)の室及び委員会のうち、総長室総括委員会のもとに別表1に定める組織を置く。

- (3) 東京大学基本組織規則第18条の規定に基づき、教員と職員が協働して行うべき業務を実施するための組織として、次の室を置く。

グローバルキャンパス推進本部 環境安全本部 キャンパス計画室  
広報戦略本部 バリアフリー支援室 情報システム本部 産学協創推進本部  
社会連携本部 男女共同参画室 エグゼクティブ・マネジメント・プログラム室  
ライフサイエンス研究倫理支援室 保健・健康推進本部 国際化推進学部入試担当室  
安全保障輸出管理支援室 リサーチ・アドミニストレーター推進室 総合技術本部  
グローバルリーダー育成プログラム推進室 研究倫理推進室

## 2 構成

- (1) 室には、室長、副室長及び室員を置く。
- (2) 室長、副室長及び室員は、総長が任命する。
- (3) 事務職員等は、職務を行うに当たり、所属部署の職務に対し、室の職務を優先させるものとする。

## 3 庶務

各室の庶務は、担当の理事が指定する。

## 4 改廃

この裁定の改廃は、担当の理事の意見を聴いて、総長がこれを行う。

## 5 その他

この裁定に定めるもののほか、必要な事項は担当の理事が定める。

附 則

この裁定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成26年9月2日から実施する。

附 則

この裁定は、平成26年9月25日から実施する。

附 則

この裁定は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年3月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年4月14日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年5月19日から実施する。

附 則（平成28年10月27日総長裁定）

この裁定は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年12月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成29年5月1日から実施する。

附 則（平成29年3月15日総長裁定）

この裁定は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成29年7月4日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年12月1日から実施する。

附 則（平成31年3月7日総長裁定）

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月22日総長裁定）

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和元年12月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年5月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年12月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年4月1日から実施する。

別表1（1（2）関係）

組織
総括プロジェクト機構
地球観測データ統融合連携研究機構
創薬機構
ナノ量子情報エレクトロニクス研究機構
トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ
生命科学ネットワーク
フューチャーセンター推進機構
分子ライフイノベーション機構

Beyond AI 研究推進機構

現代日本研究センター